

## 2. 資格（認定）関係

### ①妊産婦

問10 妊産婦が出産に至らなかった場合（死産・流産等）の取扱は如何に。

答 母子手帳交付済が前提であるが、出産に至らなかった場合（死産・流産等）も出産と同様に取り扱う。従って、資格の終期も同様に「出産に至らなかった日の属する月の翌月の末日まで」となる。

### ②母子家庭・父子家庭

問11 父母が離婚した場合において、父が親権者となっているが、実際は母が引き取り監護しているときの取扱は。

答 親権がどちらにあるかは直接関係なく、母が監護しているかどうかによって認定されたい。

問12 母子及び寡婦福祉法（以下「法」という。）にいう「生死が明らかでない」の生死不明の期間はどのくらいか。

答 1年以上である。ただし、民法上の特別失踪（船舶失踪等）の事由に該当するときは、3ヶ月以上で足りる。単なる家出等で生死が不明な場合は該当しない。この場合は「遺棄」となる。

なお、特別な事情が認められる場合は、6ヶ月に短縮して差し支えない。

問13 法にいう「遺棄」の解釈は。

答 「遺棄」とは、保護の断絶のことである。日常生活において児童の衣食住などの面倒をみない状態が1年以上継続していれば、ここにいう遺棄に該当する。

従って、父（母）の居所が判明している場合でも、酒乱、暴力行為、犯罪行為、サラ金等のため、母（父）が児童を連れて家出をした場合で、父（母）の監護の意思及び監護事実が客観的に認められず、かつ母（父）に離婚の意思がある場合は遺棄となるが、単に家庭の不和で母（父）が児童を連れて実家に帰っているような場合は遺棄とはならない。

なお、特別な事情が認められる場合は、6ヶ月に短縮して差し支えない。

問14 法にいう「海外にあるためその扶養を受けることができない」の解釈は。

答 配偶者が海外にいるため、1年以上にわたり、当該母子家庭を保護し、その生活を維持することが断絶していることである。

問15 法にいう「精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている」の解釈は。

答 配偶者が1年以上にわたり次の各号に該当していることである。ただし、配偶者の収入が無くなる場合は、3ヶ月以上で差し支えない。

(1) 障害の程度が条例第2条第5項ア～エのいずれかに該当していること。

(2) 内臓疾患等により「結核の治療指針（昭和38年6月7日保発第12号各都道府県知事あて厚生省保険局長通達）」に掲げる安静度表の安静度が1度から5度までに該当していること。（昭和52年2月2日医福第52号各市町村長あて生活福祉部長通知。通知集P.110参照）

(3) 精神障害により入院していること。

なお、上記(2)、(3)に該当しているか否かの認定は医師等の証明書又は診断書等により行うものであること。

問16 法にいう「長期にわたって拘禁」の解釈は。

答 刑務所及び拘置所並びに留置場に法令により身体を継続的に拘束されている状態が1年以上続いているときのことであり、但し、配偶者の収入が無くなる場合は、3ヶ月以上で差し支えない。

この場合の「1年以上」の起算日は、警察に逮捕され、警察に付属する留置所に留置されたときからをいい、刑が確定して刑務所に拘禁されたときからではない。

なお、仮釈放（保釈金をつんだ時等）により、短期間在宅したときは拘禁が中断するので、再度拘禁されたときは当該時点から改めて起算することになる。

問17 法施行令にいう「婚姻によらないで母となった女子」で、認知があった場合の取扱は。

答 認知の効果は、出生に遡及して父子関係が成立すること（民法第784条）であり、父と子の間に「現に監護」している関係があれば、母子家庭の母子として認定はしないこととなる。

問18 祖母が両親のいない児童の面倒をみている場合は、母子家庭の母子として認定してよいか。

答 祖母が配偶者のいない女子で、「面倒をみている」程度が条例に定める「現に養育している」に該当する場合は、お見込みのとおりである。

ただし、この場合に、祖母が老人保健に該当している場合は、祖母自身は母子家庭の母として医療福祉制度の受給者とはならず、児童のみ「父母のない児童」として受給者となる。

問19 祖父母が、父母のない児童若しくは母子（父子）家庭の児童を養子縁組した場合の取扱は。

答 祖父母が、父母のない児童を養育している場合は、児童のみ「父母のない児童」として認定されるが、その児童を養子縁組することにより、養子は養親の嫡出子たる身分を取得する（民法第809条）ことから、養子縁組の日から両親がそろった児童となるので非該当となる。

問20 義務教育終了後、就職している児童についての認定は。

答 就業している児童については、当該児童が全く母子家庭の母（父子家庭の父）の監護を受けていないか、又は独立して生計を営んでいると認められる場合を除き、母子家庭の子（父子家庭の子）として認定する。

問21 母子家庭の子に該当する者が結婚（法律婚）した場合の認定は。

答 結婚（法律婚）により成人に達したとみなし（民法第753条）非該当となる。また、男子は18歳、女子は16歳以上の事実婚で、かつ、親との間に監護関係が認められない場合も非該当となる。

なお、母子家庭の16歳未満の女子に子がある場合は、その子（母にとっては孫）を母子家庭の子として認定するものとし、当該女子が16歳に達した時点で婚姻（事実婚を含む。）状態にあると認められるときは、その時点で非該当となる。

問22 母子家庭の母子で、母が県内で子が県外に居住する場合、又は母が県外で子が県内に居住する場合における認定は。

答 前段は母を、後段は子を母子家庭の母又は子として認定するものである。

なお、いずれも母子の間に監護関係が現存していることを前提とするものとする。

### ③重度心身障害者

問23 身体障害者の3級の障害を複数持っていて、総合で手帳等級が2級となっている場合は、マル福に該当させてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問24 身体障害者の4級の内部障害を複数持っていて、総合で手帳等級が3級となっている場合は如何に。

答 手帳等級は3級であったとしても、あくまで内部障害の単独障害で3級の認定を受けていることが要件であるので、この場合は非該当となる。

問25 「障害者手帳」1級保持者の重度心身障害者として認定の可否。

答 認定されない。精神障害者に対する「障害者手帳」は、平成7年10月より制度化されたものであるが、マル福制度上では、平成8年10月31日医福第1024号各市町村長あて福祉部長通知（通知集P.117参照）でもって、精神障害については「障害年金1級受給権者に限る」旨の通知がされているところである。

問26 66歳で身体障害者手帳1級を交付された者が、老人医療の申請と同時にマル福の申請をした場合、初めから高齢重度として取り扱うのか。

答 老人医療は申請の翌月の初日から該当するが、マル福は身体障害者手帳交付月の初日から該当するため、老人医療に該当しない1ヶ月間は高齢重度ではなく、重度として該当となる。

問27 他県で療育手帳の交付を受けた者が転入し、転入と同時に再度、療育手帳の申請をして1ヶ月後交付を受けた。この場合のマル福受給開始日は何時か。

答 転入日である。療育手帳は知的障害者に対して、一貫した指導・相談を行うと共に、各種の援助措置を受け易くするために交付するものであって、他県で交付された手帳はその効力がないという性格のものではない。そのため、転入先で新たに手帳の交付をするのは、事務処理の便宜上行うものであるため、資格そのものは転入の日から有していることとなる。（身体障害者手帳も同様）

問28 A町の老人保健で住所地特例の適用を受けている者が、B町の施設に入所中、B町で身体障害者手帳1級の交付を受けた。この場合、認定はどちらとするのか。

答 A町で認定する。実際に住所をA町に有していない場合でも、住所地特例の適用を受け老人保健をA町で受けているので、マル福も同様に取り扱う。

（平成7年3月29日医福第234号各市町村長あて福祉部医療福祉課長通知。  
通知集P.116参照）

#### ④その他

問29 実際には住所を有していない者が、マル福を受けるために住民票を移してきた場合は、マル福の受給者となりうるか。

答 住民として住所登録を（住民基本台帳への記載）を行っている以上、住所を有する者と解されることからマル福受給者として認定できることになる。ただし、住所を有していないことが明らかであれば、住基の担当課と連絡を密にし、適正な手順を経た（住基の職権削除）うえでマル福の資格を喪失させること。一方、住所登録をしていないが当該市町村に生活の本拠としていることが明らかな者であって、やむを得ない理由（配偶者からの暴力から逃れるため、居住を明らかにできない場合

など)で住民票記載の申請をしていないときは、マル福の受給者としても差し支えない。

問30 対象者が資格の要件を重複している場合の適用優先順位は。

答 所得制限を考慮して、受給者に有利となるよう、優先される者から順に重度、乳幼児、母子・父子の順番とし、資格の有効期間が比較的短期となる妊産婦については最も下位とするのが、事務処理上適切である。

### 3. 所得認定関係

問31 外国から帰国した世帯において、帰国した年度が地方税法適用外となっている。この場合の取扱は。

答 所得要件における所得の額は、市町村民税に係る前年(又は前々年)の所得の額を基礎としているので、このようなケースの場合は所得がないものとして差し支えない。

なお、外国人が日本国に入国した年度における取扱も同様である。

また、逆の事例(妊産婦の配偶者が海外に単身赴任しており、日本に住民登録が無い場合等)の取扱いも同様である。

問32 離婚又は死別した場合は、その配偶者であった者の所得について所得認定をしないでよいか。

答 お見込みのとおりである。

問33 条例5条の各号でいう所得状況を確認する際の優先順位は。

答 妊産婦(同条1号)でいえば、「妊産婦本人」と「配偶者」及び「主として妊産婦の生計を維持する扶養義務者」は並列扱いでその優先順位はないので、3者若しくは2者の中で所得が一番高い者の所得でもって認定することとなる。(合算はしない。)

この取扱は他の対象区分でも同様となる。

問34 乳幼児が父親に扶養(医療保険上)されている場合は、母親に所得があっても父親だけの所得で判断して良いか。

答 父親と母親の両方に所得がある場合は、扶養に取っているのがどちらかではなく、所得の高いほうで判断する。

問35 夫が外国へ行き、その後1年以上音信不通のため母子家庭と認定された場合、夫の所得で所得認定すべきか。

答 夫の所得は認定の対象としない。

問36 乳幼児又は母子（父子）家庭の所得認定にあたり、親（母子の場合は母、父子の場合は父）が祖父の専従者控除の対象となっている場合、祖父を扶養義務者として認定してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問37 母子家庭の母子で、母に限度額以上の所得がある場合は子も対象外か。

答 お見込みのとおりである。

問38 父が重度心身障害者であるために母と子が母子家庭の対象となる場合、当該母子の所得を認定するのに、父に所得があればその所得を認定の対象とすべきか。

答 父は重度心身障害者であることにより民法第877条第1項に定める扶養義務者としての法的義務を免れるわけではなく、父の所得は認定の対象となる。この場合の所得制限限度額は、母子家庭の遺族基礎年金となる。

問39 所得1,000万円を計算する場合の下記の取扱いについて

1. 配偶者控除、扶養控除等の諸控除
2. 譲渡所得の取扱

答 配偶者控除等諸控除は、控除しない取扱であり、譲渡所得については租税特別措置法の規定による各種特別控除を控除した後の所得であること。

#### 4. 外来自己負担関係

問40 医療福祉制度に外来自己負担を導入した理由は。

答 本格的な高齢化社会を目前に控え、福祉施策の充実を求める声が高くなってきているが、厳しい財政状況のもと、受益者にもご理解いただける程度の応分の負担を求めながら、妊産婦及び父子家庭への医療費助成制度を創設し、福祉施策の拡大と制度の安定的な継続を図っていくことが、県民のニーズに積極的に応えるものであると考える、自己負担制度を導入するものである。

また、入院を自己負担制度導入の対象外としたのは、外来患者よりも比較的病が重く、身体的・精神的・経済的にも負担が大きいことを考慮したものである。

問41 自己負担を外来のみ1日500円、1ヶ月2回までとした理由は。

答 他制度（老人保健、難病等）との比較により、受益者にも理解していただける程度の負担とすべく、外来の老人医療の一部負担金（平成10年11月現在で500円を月4回まで）の半分としたものである。

問42 保険上の一部負担が1回500円未満のときは、外来自己負担はいくらになるのか。また、すべての医療機関等で徴収されるのか。

答 保険上の一部負担が1回500円未満の場合は、当該満たない額が外来自己負担として本人から徴収されることとなる。なお、1回目500円未満であっても、2回目に1回目の500円に満たない額を合わせて徴収することはせず、2回目も500円までの徴収となる。

また、外来自己負担は、医科・歯科・柔整・訪問看護等が対象となり、院外薬局は除かれる。

問43 同日再診の場合の外来自己負担については如何に。

答 老人保健法の外来時一部負担金と同様に、同日再診の場合は外来自己負担を支払う必要はない。

問44 即日入院の場合の外来自己負担については如何に。

答 平成13年1月の老人保健の改正に伴い、外来即入院の場合は「その日の医療費はすべて入院にかかる医療費としてみなす」との取扱に変更になったことから、その変更後の取扱に準拠し、即日入院の場合は外来自己負担を支払う必要はない。

問45 平成10年3月末において総合病院であった病院のA診療科を受診した受給者が、同一日にB診療科を受診した場合の外来自己負担については如何に。

答 外来自己負担は、旧総合病院においても、病院ごとに1日につき500円までとなる。従って、A診療科とB診療科の保険上の一部負担を合算した額のうち、500円までは外来自己負担となり本人が負担する。A診療科のみで500円となった場合は、B診療科の分からは外来自己負担を支払う必要はなくなることとなる。

問46 小児喘息で小児特定疾患（難病での自己負担はない）の対象者が、同一月に同一医療機関で、1回目は小児特定疾患の治療のみ、2回目はマル福の支給対象となる医療費が発生した場合、外来自己負担の回数は1回目の受診は含めるのか。

答 1回目の受診は、小児特定疾患のみでマル福の支給はないので、外来自己負担上は回数に含めず、2回目受診は、マル福の対象となるので外来自己負担の1回目ととらえる。

## 5. 請求・給付関係

問47 日本体育学校健康センターの災害共済給付対象者が、マル福を利用（現物給付）し、かつ、学校共済から給付を受けた場合は、返還請求してよいか。

答 返還請求してよい。ただし、学校共済は国保でいうと、本人が3割一部負担したところを、1割上乘せ（見舞金）として4割分給付するので、マル福への返還請求の際は3割分のみであることに注意すること。（平成8年5月27日付け日体健茨第61号各関係設置者あて日本体育学校健康センター茨城県支部長通知「外の法令の給付等との調整の取扱について」参考）

問48 学校保健法に基づく児童生徒医療費助成制度（準要保護者等が対象）とマル福の優先順位は。

答 どちらが優先するといった法的な根拠はない。ただし、学校保健法に基づく児童生徒医療費助成制度は本人負担がないので、本人にとってはマル福よりも有利と思われる。（この制度は、生活保護者と準要保護者に対して、学校において治療の指示を受けた場合、医療券が発行されるという制度。通常、虫歯の治療に使われることが多い。）

問49 マル福への請求の時効は何年か。

答 5年である。マル福は金銭の給付を目的とする自治体の事業で、根拠法令は市町村条例となる。しかし、条例では独自に時効の規定を設けることはできないため、地方自治法で規定する金銭債権の消滅時効（自治法第236条）から5年となる。

なお、マル福から各健康保険等への請求の時効は、各健康保険法等の時効の規定による。（例：国民健康保険（市町村）への高額療養費等の請求の時効は2年）

問50 現物給付で高額療養費分も含めて支払ったにもかかわらず、保険者が本人に高額療養費を支払ってしまった場合、また、第三者行為による賠償請求権を代位取得しているにもかかわらず、本人が請求に応じてくれない場合の返還請求の時効はそれぞれ何年か。

答 まず、高額療養費の返還請求の時効は、法律上の原因なくして給付をした場合の不当利得の返還請求をする権利となり、地方自治法第236条の適用で5年となる。また、第三者行為による賠償請求権を代位取得した場合は、民法第724条の短期消滅時効を適用し、3年となる。



問51 月半ばでA市からB市へ転出した社会保険の受給者が、転出前に受診していた病院で、同一月に引き続き診療を受けた場合、マル福の請求書は2枚になるのか。

答 お見込みのとおりである。通常はレセプト1枚につきマル福請求書も1枚だが、このようなケースの場合は、請求先がA市とB市となるのでマル福請求書は2枚となる。なお、その際の外来自己負担は、A市への請求上で2回徴収済みであるならば、B市への請求上ではその旨を記載し、本人から改めて徴収する必要はない。

問53 受給者が交通事故に遭った場合、マル福は現物給付できるのか。

答 条例8条第1項の規定では、第三者による損害賠償を受けたときはその全部又は一部についてマル福を支給しないか若しくはすでに支給済みの場合は本人から返還させるとなっているが、これはマル福の給付方法の原則である償還払いの場合の処理である。そこで、実際の給付方法として一番多い現物給付の場合はどのように処理するかということだが、負傷の原因が第三者の行為によるものであっても、保険の給付が現物でなされたときは、とりあえずマル福も現物給付で支給し、受給者から委任状（受給者が死亡してしまった場合は、正当な遺産相続人全員から委任状を徴する）をとることにより損害賠償請求権の代位取得をし、加害者若しくは保険会社に求償する方法も可能である。

## 9. 參考資料

## (1) 医療保険制度の概要

### Ⅰ 医療保障制度の種類

私達が病気・怪我をしたときは、健康保険、国民健康保険、共済組合などの社会保険により診療を受けることができます。このように誰もが保険で医者にかかれる国民皆保険制度は、昭和36年に達成され現在にいたっています。

わが国で初の本格的な医療保険制度は、昭和2年に施行された健康保険法ですが、以後、次第に医療保険各法が施行整備され、昭和36年の国民健康保険の全面実施により、国民皆保険が実現しました。

このような医療保険制度については、国としても財政負担を行い、内容の充実を図り、その運営についても最終的な責任を負っています。

医療保険制度を大別すると、医療保険、老人保健、公費負担医療の3種類に分けられます。

#### ①医療保険

医療保険は職域保険と地域保険に大別されます。

職域保険は、事業所に使用されている者を被保険者とする医療保険であり、企業ごと又は同業の企業が寄り集まってその従業員で組織する健康保険組合が運営している組合管掌健康保険、それ以外の民間企業の従事者を対象として政府が運営している政府管掌健康保険、公務員や私立学校の教職員等を対象とした共済組合、船員を対象とした船員保険があります。

職域保険の特徴は、負担面では保険料の事業主負担があることであり、原則として労使折半の保険料負担とされています。

一方、地域保険は、同一地域内に居住する人を被保険者として保険集団を形成する医療保険であり、市町村国民健康保険がこれに該当します。市町村国民健康保険は、職域保険のいずれの制度にも加入できない自営業者等を被保険者とするもので、市町村又は特別区が保険者となって運営しています。

また、国民健康保険には市町村国民健康保険の外に、医者や土木建築事業者等の同業者で組織する国民健康保険組合が運営するものがあります。

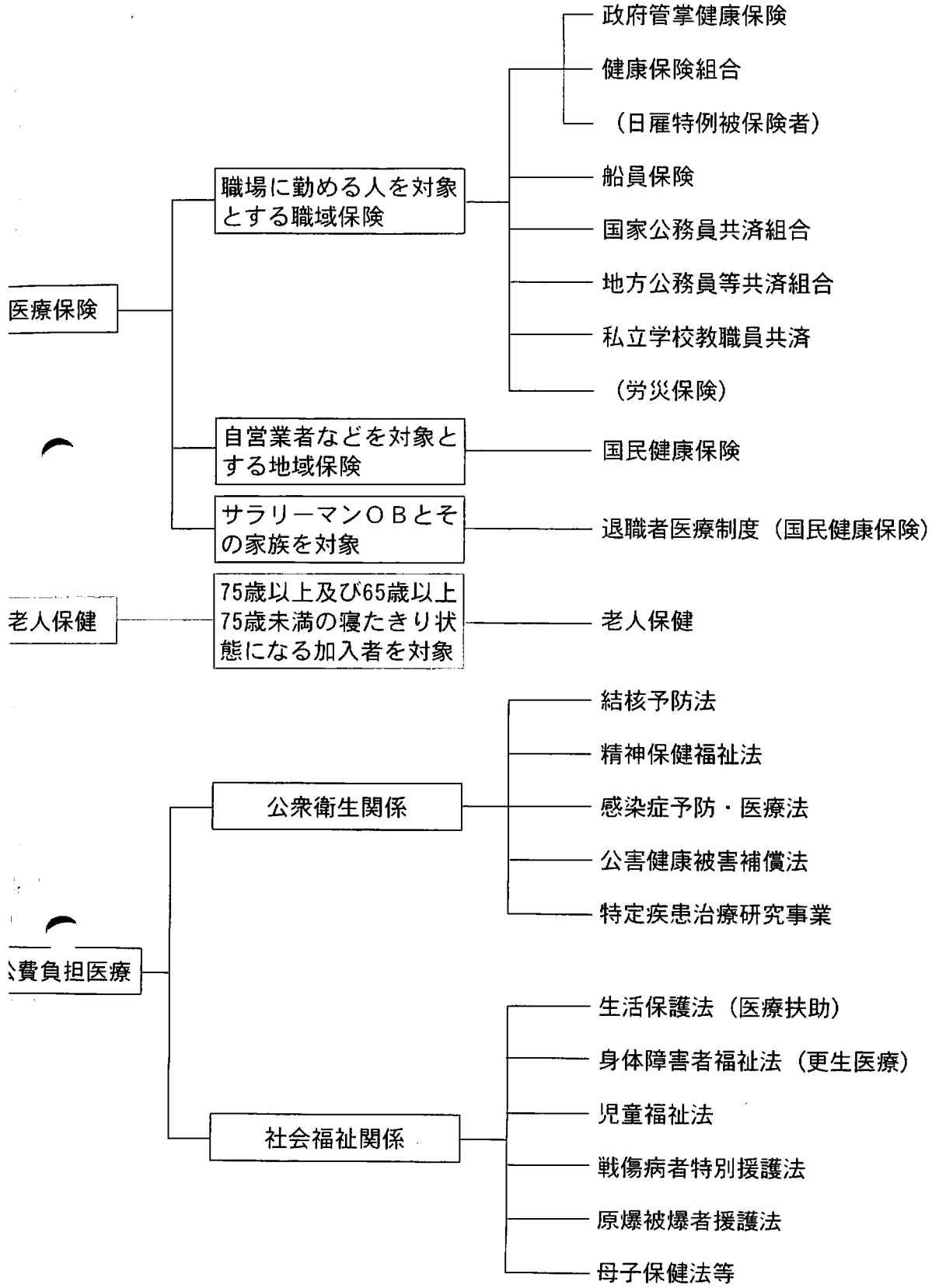
#### ②老人保健

老人保健は、75歳以上及び65歳以上75歳未満の寝たきり等の状態にある者を対象に、老人の医療に要する費用を国・都道府県・市町村と保険者が共同で拠出することにより、老人に対する医療を安定的に行うことを主たる目的とした制度です。

#### ③公費負担医療

公費負担医療は、国として公衆衛生の向上を図るために特定の病気を対象として、その診療費の全部又は一部を公費で負担するという制度と、医療保険の一部負担分を公費でみるというかたちで、経済的弱者を救済する生活保護を中心とする公的扶助等の社会福祉的なものに大別されます。

医療保障制度一覧



職  
域  
保  
健  
地  
域  
保  
険  
主  
た  
ら  
し  
な  
い  
医  
療  
保  
険

III 医療保険制度等における運営主体

			対 象 者	保険者 運営主体 (窓口)		
職 域 保 険	健 康 保 険	一 般 被 用 者	政管健保	主として従業員5人以上の比較的規模の小さい民間事業所の被用者とその被扶養者	国(事業所, 各社会保険事務所)	
			組合健保	健康保険組合の設立されている事業所(主に大企業)の被用者とその被扶養者	各健康保険組合(事業所, 各組合)	
	保 険	日雇特例被保険者		日々雇用される者・2月以内の期間を定めて雇用される者等	国(各社会保険事務所)	
		船 員 保 険		船員として船舶所有者に使用される者とその被扶養者	国(各社会保険事務所)	
		各 種 共 済	国家公務員共済	国家公務員とその被扶養者	各共済組合	
	地方公務員等共済		地方公務員とその被扶養者			
	私 立 共 済		私立学校の教職員とその被扶養者			
	地 域 保 険	国 民 健 康 保 険	一 般 若 人		職域保険の加入者以外の者(農業従事者, 自営業者, 大工, 医師, 小規模事業者の被用者, 無職者(年金生活者を含む)等)	市町村又は各国民健康保険組合
			退 職 者 医 療 制 度		定年退職者等で厚生年金など被用者年金の受給権者とその被扶養者	市町村
		老人保健		医療保険制度加入者(被保険者・被扶養者)のうち, 75歳以上の者及び65~74歳の障害認定を受けた者	市町村	
主 な 公 費 負 担 医 療	公 衆 衛 生 関 係	結 核 予 防 法		結核患者	都道府県(各保健所)	
		精 神 保 健 福 祉 法		精神疾患を有する者で, 措置入院となった者又は公費負担申請書により「患者票」の交付を受けた者	市町村	
	社 会 福 祉 関 係	生 活 保 護 法		生活保護の被保護者	都道府県又は市(各福祉事務所)	
		身 体 障 害 者 福 祉 法 (更生医療)		18歳以上の身体障害者で, 更生医療給付申請書により「更生医療券」の交付を受けた者	市町村	
		戦傷病者特別援護法		軍人軍属等であった者で, 「戦傷病者手帳」の交付を受けた者	国(各市町村又は各福祉事務所)	

IV 医療保険における給付内容（1）

医療給付		健康保険・国民健康保険（前期高齢者を除く）	
		保険給付	一部負担（マル福対象分）
療養の給付 （特定療養費）	3歳未満	8割	2割
	3歳～69歳	7割	3割
入院時食事療養費	食事療養の費用額から標準負担額を控除した額	① 標準負担額 ② 低所得者で90日までの入院 ③ 低所得者で90日を超える長期入院	780円 650円 500円
訪問看護療養費		7割	3割
高額療養費	同一月の同一医療機関の各個人の一部負担が2万1千円を超えているものを世帯内で合算した額（世帯合算額）から一定額（高額療養費算定基準額）を控除した額	高額療養費算定基準額 (1) 基準額 ① 一般 72,300 + (医療費 - 361,500円) × 1% ② 上位所得者 139,800 + (医療費 - 699,000円) × 1% ③ 低所得者 35,400円 (2) 多数該当 同一世帯で12ヶ月間に4回以上高額療養費の支給を受けるときの4回目以降の額 ① 一般 40,200円 ② 上位所得者 77,700円 ③ 低所得者 24,600円 (3) 特定疾病 厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全）の額 10,000円	
療養費	療養費は、やむを得ず保険給付を受けられないとき、柔道整復師、あんま、はり・きゅうの施術代、治療用装具等で保険者が認めた場合に支給する。保険給付及び一部負担の割合は、療養の給付等と同じ。		
海外療養費	海外療養費の額は、海外で支払った額そのものではなく、日本の保険医療機関等で同様の疾病等について療養の給付等を受けた場合の基準として算定する。保険給付及び一部負担の割合は、療養の給付等と同じ。		
移送費	最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の旅費に基づき算定した額の範囲内での実費を支給する。		
特別療養費 （国民健康保険）	特別療養費は、被保険者資格証明書（特別な事情がないにもかかわらず保険料（税）を滞納している被保険者に対し、保険証を返還させようとして交付される）の交付を受けた者が、当該証明書を提示して保険医療機関等において療養に要した費用（10割）を支払った場合に支給する。保険給付及び一部負担の割合は、療養の給付等と同じ。		

低所得者	同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税
上位所得者	同一世帯のすべての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が670万円超

現金給付	保険給付内容	
	健康保険	国民健康保険（市町村）
出産育児一時金	家族出産育児一時金：1児につき30万円	
葬祭費・埋葬料	本人	標準報酬月額1ヶ月分（最低補償額10万円）
	家族	10万円
傷病手当金	1日につき標準報酬日額 × 6 / 10 （支給される期間は1年6ヶ月の範囲）	条例で定めた額（ほとんどが30万円）
出産手当金	1日につき標準報酬日額 × 6 / 10支給 （出産日（出産日が出産予定後であるときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日）	条例で定めた額（2万～5万円程度が多い）
		任意給付（実施しているところはない）
		任意給付（実施しているところはない）

IV 医療保険における給付内容（2）

医療給付	前期高齢者（健康保険、国民健康保険等）・老人		
	一部負担（マル福対象分）		
	区 分	入 院 外	入 院
医療の給付 （特定療養費）	① 一般	1 割	40,200円
	② 低所得者Ⅱ		24,600円
	③ 低所得者Ⅰ		15,000円
	④ 一定以上所得者	2 割	72,300円＋ (医療費－361,500円)×1%
	※ 特定疾病	10,000円 (低所得者：8,000円)	10,000円
入院時食事療養費	① 標準負担額 780円／日 ② 低所得者Ⅱで90日までの入院 650円／日 ③ 低所得者Ⅰで90日を超える長期入院 500円／日 ④ 低所得者Ⅰ 300円／日		
訪問看護療養費・ 老人訪問看護療養費	1 割（一定以上所得者：2 割）		
高額医療費	【患者負担限度額】		
	区 分	外 来 (個人ごと)	世帯単位で入院と外来があった場合（合算）
	① 一般	12,000円	40,200円
	② 低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	③ 低所得者Ⅰ		15,000円
	④ 一定以上所得者	40,200円	72,300円＋(医療費－361,500円)×1% 多数該当の場合：40,200円
	※ 特定疾病	10,000円 (低所得者 8,000円)	10,000円
I 外来について個人ごとに計算 II 世帯に外来と入院が複数あったときは合算 III 前期高齢者については、上記I、II計算後さらに、一般若人世帯と合算する場合がある るので注意を要する。			
医療給付の内容	国民健康保険（療養費・海外療養費・移送費）と同じ。一部負担金は上記、医療の給付と同じ扱いとなる。		

前期高齢者	70～74歳
老人保健対象者	75歳以上
低所得者Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税
低所得者Ⅰ	住民税非課税の世帯で世帯員の所得が一定基準に満たない
一定以上所得者	一定の所得以上（課税所得が124万円以上） ただし、収入の合計が一定額未満（一人世帯：年収450万円未満、 二人以上世帯：年収637万円未満）である旨申請があった場合を除く

(2) 国民年金法（障害基礎年金）における障害等級1級と身体障害者福祉法  
における障害等級の比較表

(マル福障害対象範囲内)

国民年金法施行令 別表		身体障害者福祉法施行規則 別表第5号						
1級		1級		2級		3級		
1	両眼の視力の和が0.04以下のもの	視覚障害	両眼の視力の和が0.01以下のもの	両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの	マル福の対象外			
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)				
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢の機能の著しい障害				
4	両上肢のすべての指を欠くもの			2 両上肢のすべての指を欠くもの				
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの		2 両上肢を手関節以上で欠くもの	3 一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの				
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	下肢	1 両下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害				
7	両下肢を足関節以上で欠くもの		2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	2 両下肢を下肢の二分の一以上で欠くもの				
8	体幹の機能に座していることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹	体幹の機能障害により座していることができないもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの				
	乳幼児期以前非進行性の脳病変による運動機能障害		上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの				不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの
			移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの				不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの			
	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの				
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの				
	ぼうこう又は直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの				
	小腸機能障害		小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの				
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会で日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)			
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの							
11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの							



### (3) 医療費の公費負担制度の適用がある入所施設

#### ①乳児院

施設名	設置主体	所在地	電話番号
日赤乳児院	日本赤十字社茨城県支部	〒310-0011 水戸市三の丸3-12-10	029-221-2854
同仁会乳児院	(社福)同仁会	〒318-0011 高萩市肥前町1-80	0293-23-6251

#### ②児童養護施設

施設名	設置主体	所在地	電話番号
県立友部みどり学園	茨城県	〒309-1703 友部町鯉淵6675	0296-77-0504
みどり園	(社福)緑会	〒310-0903 水戸市堀町957-1	029-251-1969
日照養徳園	(社福)日照養徳園	〒317-0063 日立市若葉町2-5-3	0294-21-2313
茨城県道心園	(社福)茨城県道心園	〒300-0061 土浦市並木3-18-5	029-821-2575
窓愛園	(社福)窓愛園	〒300-0055 土浦市殿里20	029-821-0392
茨城育成園	(社福)慶育会	〒308-0811 下館市大字茂田字北原1735-1	0296-22-4211
菅田養徳園	(社福)菅田会	〒313-0003 常陸太田市瑞竜町1425	0294-72-3415
臨海学園	(社福)同仁会	〒318-0011 高萩市肥前町1-80	0293-22-2357
筑波愛児園	(社福)筑波会	〒300-4244 つくば市大字田中1781	029-867-0432
石崎学園	(社福)茨城補成会	〒311-3122 茨城町上石崎4698-2	029-293-8787
チルドレンズホーム	(社福)慈川会	〒311-0108 那珂町大字額田北郷771-1	029-298-0661
若草園	(社福)榮寿会	〒311-0133 那珂町鴻巣字白旗1191	029-295-3875
同仁会子どもホーム	(社福)同仁会	〒318-0024 高萩市秋山712-1	0293-23-3254

#### ③児童自立支援施設

施設名	設置主体	所在地	電話番号
県立茨城学園	茨城県	〒311-0111 那珂町後台1484-1	029-298-1555

#### ④一時保護所

施設名	設置主体	所在地	電話番号
中央児童相談所	茨城県	〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38	029-221-4992

#### ⑤知的障害児施設

施設名	設置主体	所在地	電話番号
白山学園	(社福)慶育会	〒308-0811 下館市茂田字北原1735-1	0296-22-4078
ときわ学園	(社福)筑桜会	〒302-0022 取手市本郷3-2-2	0297-72-3366
涸沼学園	(社福)茨城補成会	〒311-3122 茨城町上石崎4698-2	029-293-7401
上の原学園	(社福)上の原学園	〒309-1200 岩瀬町上の原159-1	0296-75-2509
鹿島育成園児童寮	(社福)全日本手をつなぐ育成会	〒314-0012 鹿嶋市平井1128-4	0299-82-6464
筑峯学園	(社福)筑峯学園	〒300-4213 つくば市平沢655-4	029-867-0025
つくば根学園	(社福)つくば根学園	〒300-4214 つくば市山口1563	029-867-1200
慈光良児園	(社福)慈光学園	〒306-0504 猿島町生子1617	0280-88-0301
博愛学園	(社福)清風福祉会	〒306-0515 猿島町沓掛328	0297-44-2220
県立あすなの郷	茨城県	〒319-0306 内原町杉崎1460	029-259-3121

#### ⑥ろうあ児施設

施設名	設置主体	所在地	電話番号
県立暁寮	茨城県	〒310-0851 水戸市千波町2863-2	029-241-1822

#### ⑦肢体不自由児施設

施設名	設置主体	所在地	電話番号
県立こども福祉医療センター	茨城県	〒310-0845 水戸市吉沢町3979-3	029-247-3311

#### ⑧重症心身障害児施設

施設名	設置主体	所在地	電話番号
国立療養所晴嵐荘病院	国	〒319-1113 東海村照沼825	029-282-1151
芳香会病院晴嵐荘療育園	(社福)芳香会	〒306-0201 総和町上大野698	0280-98-2782
水方苑	(社福)愛正会	〒318-0003 高萩市下手綱1951-15	0293-24-6661
県立あすなの郷	茨城県	〒319-0306 内原町杉崎1460	029-259-3121

⑨知的障害者援護施設

	施設名	設置主体	所在地	電話番号
更生	日立市大みかけやき荘	日立市	〒319-1221 日立市大みか町6-17-50	0294-53-2331
	尚恵学園成人寮	(社福)尚恵学園	〒300-0013 土浦市神立町諏訪1054-3	029-831-8005
	尚恵厚生園	(社福)尚恵学園	〒300-0013 土浦市神立町字青木1791	029-831-1686
	白山成年館	(社福)慶育会	〒308-0811 下館市茂田字北原1735-15-17	0296-24-8989
	しらとり更生園	(社福)征峯会	〒308-0862 下館市小埜字南861	0296-25-0833
	かしわ学園	(社福)かしわ学園	〒303-0042 水海道市坂手町字南原1231-1	0297-27-1419
	愛の里更生園	(社福)朝日会	〒309-1601 笠間市大橋1-12	0296-72-8131
	あいの家	(社福)梅の里	〒311-3157 茨城町小幡北山2766-36	029-292-8228
	滋養厚生園	(社福)仁川会	〒311-4503 御前山村大字野口1635	0295-55-2727
	上の原学園成人寮	(社福)上の原学園	〒309-1226 岩瀬町上の原159-1	0296-75-3894
	幸の実園	(社福)愛信会	〒319-1102 東海村石神内宿1213	029-282-0644
	やまびこ厚生園	(社福)慈徳会	〒319-2404 緒川村国長993	0295-56-2254
	中台育心園	(社福)みのり会	〒311-2213 鹿嶋市大字中字烏山431-20	0299-69-2222
	鹿島育成寮	(社福)全日本手をつなく育成会	〒314-0012 鹿嶋市平井1130-2	0299-82-6463
	鹿島更生園援護寮	(社福)鹿島更生園	〒314-0012 鹿嶋市平井1129-10	0299-82-1278
	神栖啓愛園	(社福)神栖啓愛園	〒314-0115 神栖町知手砂山3653-1	0299-96-1831
	柴峰厚生園	(社福)柴峰会	〒300-4426 真壁町下谷貝1595-2	0296-55-0928
	慈光青年寮	(社福)慈光学園	〒306-0504 猿島町生子1617	0280-88-0301
	暁厚生園	(社福)清風福祉会	〒306-0515 猿島町番掛334	0297-44-0022
	さくら荘	(社福)筑桜会	〒302-0107 守谷町大木字金糞129-2	0297-48-6288
	晴嵐荘路のとう舎	(社福)芳香会	〒306-0101 三和町大字尾崎字町田5708	0280-76-7733
	佐白の館	(社福)城北福祉会	〒309-1604 笠間市大淵字金沢524-1	0296-72-9346
	真壁厚生学園	(社福)筑紫会	〒300-4422 真壁町亀熊字芝の宮852	0296-54-2578
	オークスヴィレッジ	(社福)オースク・ウェルフェア	〒312-0001 ひたちなか市佐和788-13	029-285-2214
	あじさい学園寮	(社福)共生社	〒300-3561 八千代町大字平塚字中山4799-1	0296-48-3880
	あさひの家	(社福)勇成会	〒311-1405 旭村上太田字羊路464-1	0291-37-4811
	めふきの苑	(社福)修倫福祉会	〒306-0642 岩井市長谷3134	0297-35-7111
	第二若葉園	(社福)栄寿会	〒311-4203 水戸市上国井町字寺畑前3116-47	029-239-7171
	ラ・フィーネつくば根	(社福)つくば根学園	〒300-4224 つくば市小和田字北沢476-1	029-867-3699
	みもり園	(社福)にいはり福祉会	〒300-4245 つくば市水守859-4	029-850-9030
	虹の里	(社福)美しの森	〒300-0400 美浦村請領957	029-840-4115
	第二幸の実園	(社福)愛信会	〒319-1102 東海村石神内宿2382-1	029-306-0068
	リバティ若葉	(社福)親交会	〒318-0102 高萩市若栗字井戸上125-1	0293-28-0321
	授産	若葉園	(社福)栄寿会	〒311-4203 水戸市上国井町字南原3285-8
しろがね苑		(社福)白銀会	〒315-0005 石岡市鹿の子4-16-52	0299-22-3215
あすなる学園		(社福)希望会	〒307-0021 結城市上山川字諏訪202	0296-35-1330
あけぼの荘		(社福)聖隷会	〒311-3436 玉里村上玉里字中台44-2	0299-26-1377
真壁授産学園		(社福)筑紫会	〒300-4422 真壁町亀熊字与市五郎1464-1	0296-55-4007
はーとふる・ビレッジ		(社福)陽山会	〒315-0048 石岡市三村長峰2595-1	0299-36-1313

⑩知的障害児(者)総合援護施設

施設名	設置主体	施設種別	所在地	電話番号
県立あすなるの郷	茨城県	知的障害児施設	〒319-0306 内原町杉崎1460	029-259-3121
		知的障害者更生施設		
		重症心身障害児施設		